

## 産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月23日

鳥取県知事 様

## 提出者

住所 鳥取県東伯郡北栄町亀谷446-1

氏名 株式会社 共栄組

代表取締役 山崎 稔

電話番号 0858-37-3414

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 共栄組
事業場の所在地	鳥取県東伯郡北栄町亀谷446-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	元請完成工事高 207,504万円 (税別)
③従業員数	31名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 取壊し時にできるだけ仕分け、分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業所内での分別を徹底し、混合廃棄物となる割合の減少させる。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

1 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

1 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり			
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

1 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙4のとおり		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

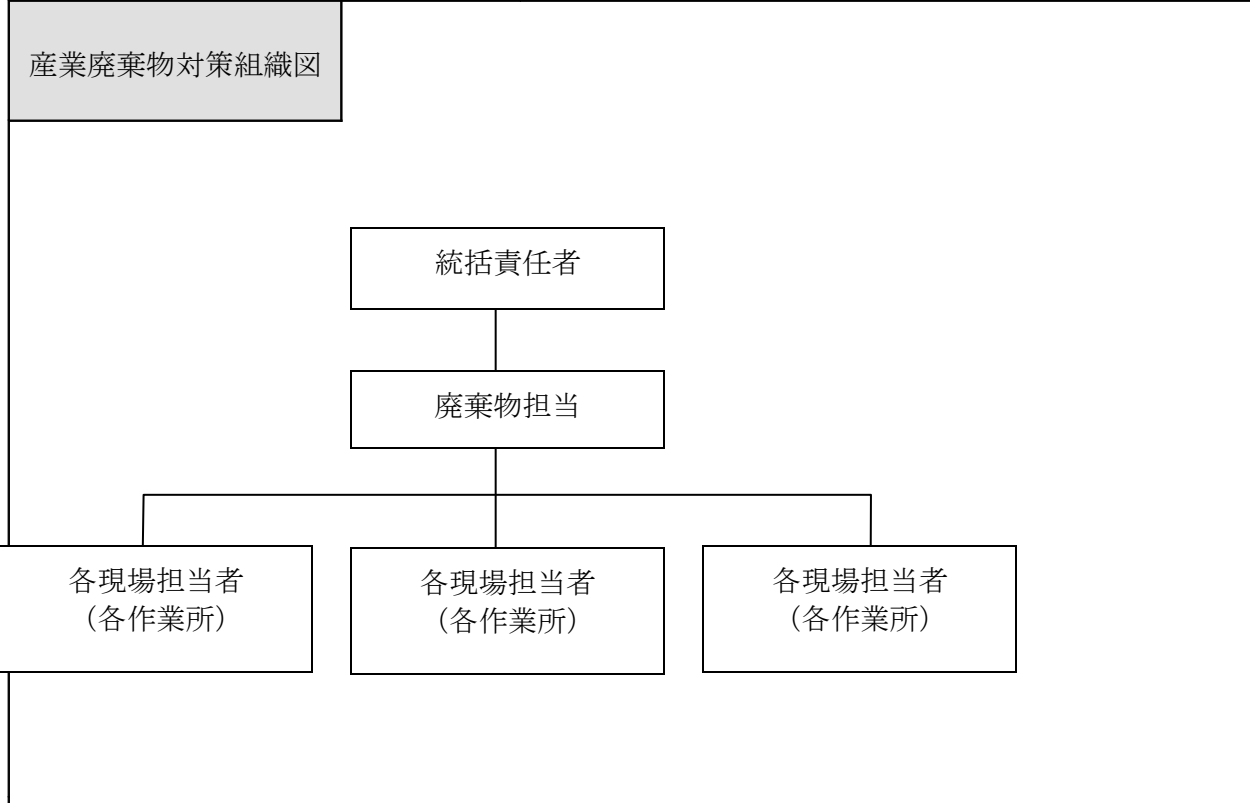
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の一連の処理工程

廃棄物の品目	性状	処理方法 (焼却・脱水等)	処理の手段 (自己・委託・売却等)
コンクリートくず	固形	破砕	委託
アスファルトくず	固形	破砕	委託
廃プラスチック類	固形	破砕	委託
木くず	固形	破砕	委託
金属くず	固形	圧縮	委託
建設汚泥	汚泥	脱水	委託
石膏ボード	固形	埋立	委託
繊維くず	固形	破砕	委託
ガラス・陶磁器くず	固形	埋立	委託
紙	固形	焼却	委託
石綿 (特別管理産業廃棄物)	固形	埋立	委託
建設混合廃棄物	固形	埋立	委託

別紙2 (産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項)

<p>統括責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理方針の策定</li> <li>・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> <li>・ 各作業所の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し指導</li> </ul>
<p>廃棄物担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物管理表の管理</li> <li>・ 社員に対する情報提供、支援及び指導</li> <li>・ 委託契約の締結</li> <li>・ 廃棄物処理計画の作成</li> </ul>
<p>各現場担当者 (各作業所長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理に関する検討                      廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する</li> <li>・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>・ 産業廃棄物管理表の交付</li> <li>・ 監督官庁への各種報告</li> <li>・ 関連企業に対する情報提供、支援及び指導</li> <li>・ その他関係する事項</li> <li>・ 作業所における廃棄物管理組織を整備し、日常管理の徹底を図る</li> </ul>





### 別紙3 産業廃棄物の抑制に関する事項

#### 1 現状【前年度(令和4年度)実績】

	排 出 量	これまでに実施した取組
コンクリートくず	1234.15t	<ul style="list-style-type: none"> <li>抑制契約を立てているが、年度ごとに受注工事の量・工種等に違いが生じるので、計画数量どおりにはいかない。</li> <li>再生利用のための分別を徹底する。</li> </ul>
アスファルトくず	1967.76t	
廃プラスチック類	33.01t	
木くず	114.98t	
金属くず	3.543t	
石膏ボード	1.89t	
ガラス・陶磁器類	3.3t	
建設汚泥	2.98t	
繊維くず	0.324t	
紙くず	3.03t	
がれき類	59.596t	
建設混合廃棄物	40.91t	
石綿	0t	

#### ②計画【目標】

	排 出 量	今後実施する予定の取組
コンクリートくず	600t	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の発生抑制に考慮した工法・資材等を採用する。</li> <li>施工材料の搬入数量を適正に管理する。</li> </ul>
アスファルトくず	900t	
廃プラスチック類	15t	
木くず	60t	
金属くず	2t	
石膏ボード	0t	
ガラス・陶磁器類	2t	
建設汚泥	2t	
繊維くず	0t	
紙くず	1t	
がれき類	30t	
建設混合廃棄物	20t	
石綿	0t	

### 別紙4 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	廃プラスチック類	木くず	金属くず	石膏ボード	ガラス・陶磁器類	建設汚泥	繊維くず	紙くず	がれき類	建設混合廃棄物	石綿
全処理委託量	1234.15t	1967.76t	33.01t	114.98t	3.543t	1.89t	3.3t	2.98t	0.324t	3.03t	59.596t	40.91t	0t
優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	1234.15t	1967.76t	33.01t	114.98t	3.543t	1.89t	3.3t	2.98t	0.324t	3.03t	59.596t	40.91t	0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
これまでに実施した取組	・再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託している。												

②計画【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	廃プラスチック類	木くず	金属くず	石膏ボード	ガラス・陶磁器類	建設汚泥	繊維くず	紙くず	がれき類	建設混合廃棄物	石綿
全処理委託量	600t	900t	15t	60t	2t	0t	2t	2t	0t	1t	30t	20t	0t
優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	600t	900t	15t	60t	2t	0t	2t	2t	0t	1t	30t	20t	0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
今後実施する予定の取組	・可能な限り、再生利用業者へ委託する。 ・再生利用できないものについては、優良認定業者へ委託する。												